正史
実傳

浮世波文庫

四

へ13
4307
4

いろは文庫四編序

清久生流れ義士の苦辛紙幣よ
どもしたる忠義遺
書読さて士道の手本とし今い
泳ぐ見て昭ひ忠臣實踐を法乃
秘事さへ貞忠明白なる大石の光輝く
清い手本涙年を重ね毎年耳新しく

ヘ13
4307
4

2
250
4

早稲田大學教育學部

16092
<2000-340>

物語

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

海老名氏所蔵の小柄鍔

服部平十郎よくはかり成丈夫の利ったんの[illegible]

大星由良之助の所持の品

酒屋の町人
天川屋
理兵衛ハ
侠客
丹心
義士の
助力ニ
后松水
土斎と号して
東山ニ
閑居ス
後鑑録ニ
まさるなり

天川屋理兵衛

赤穂の浪人
岡倉
杏之助

小野寺十内妻
於薫

矢間光興ハ義士四十
七人内一個の豪傑ニ
親喜兵衛弟新六
倶ニ三個金子の
心を一致して早く
東に下りて獻
師直を祭り終ニ
本望を達せ
爰ニ現せ圖ハ叔父
喜内の病床ニ
足のいとゐ乞の体なり
銭品として十代の短刀を
送りとゝり

矢間喜内

後鑑録

十太郎妻 折枝

矢間重太郎光興

近松門左衛重八義士同盟の一豪傑なり
その下賜甚三郎も偶小姿さまぐに縫て
敵地の案内ばさこそ彩骨徹身を労とぶ
さまでも仇討の供に立こと
あらまを
樫棹でこうぎさん敵討の
場所に出水に換さ
義士等ぐ
咽を潤す

歌姫
小露

便とあれ
利に加ぐ来れ
理に付くく主人
行重ぐ安否
問んとを
せんぐの林に
入るれ衣ものぐ
くく香ぐとりり
義士ぐ下僕に
彩宕あり垂くに
本傳に記せり

近松ぐ僕
甚三郎

近松諫六
行重

小野九太夫が忰定九郎ハ
流浪して悪行いたすゆゑ
同藩の浪人矢間喜兵衛と合力を
ひし掛ケ
奸悪ふるて人道を失ひ
獣同前の心底を不便ふ
ものゝ僅の金子をせしめ
堀部中村の士と成
大ふいて定九郎をうち
後のいましめとなるべき
殺ふせしとぞ
本傳ふ

九太夫忰
小野
群平
后ふ
定九郎

矢間光延ハ
江刄浦生の
奴流ふて
武芸ふ
通暁ス

矢間
喜兵衛
光延

小山田庄左エ門が弟
庄作が深川冬木
屋敷に
父十兵エ
の憤死
後に
遊女と妻
となる於花とあび
俗医を家業とせるに
兄庄左エ門と心を合せ
討ちて義士なる妻子を

小山田下僕
直助后に
権兵衛

非道の金をうばひ
ちりぬべ下僕直助庄左エ門
庄作を殺害し
於花をいざなひ
出奔なる兄弟が
不忠不孝不義の
天罰ころうるる
父重兵衛が猛勇に老衰
多年病ののにわ、ひの義士なると
倶に不美名を挙ぐきにあらず甚子と
如斯臆病のあるに却て
汚名を残て扶死に其罪のがるべけん

庄作妻
於花

養中繡像
歌泉画

小山田
一閑悴
庄作

正史實傳 いろは文庫巻之十

江戸　狂訓亭主人著

第十九回

千寿弥八郎則休が書残せしといふ墳注絶嬰図解

題目〜〜〜

伊右衛門進義源四郎小山添入右衛門ハ偽て忠義を抱くの
金石の如しといへども節を篤んで千載を待てうるの
雪霜の移日不同と同じ
存の文をもつてわふ武士の辞をこゝ〳〵載れども代ふ
本を綴る本意ハ章業の伝るれバ理屈を厭ひてくり〳〵写
さゝと只引用の青題を知る人ハとそ思ふのこゝろ
世ふいくりゝ先哲の柱穿擅〳〵ひまどゞ〳〵ハ柱置の説ありて
その言を演の風情を添くさうり知る度難うべし似大男氏の作

紀ゆゝさまる作の教義蕩楽といつゝの八当世ありてとそ
諸人も知るれど後世言をのさぐるハ武士の連中ゆて
之も謀斗と思ふ実〳〵大男も蕩欲を捨ゝ〳〵
ようれんを行せ人宜うとい八某方の者ゝ武男ゝ
るゝ行ハ他の親族のちゝも忠義名誉の同者を熟〳〵
得るべきる又実ゝ義士の面〳〵もゝゝの月日の同ゝ婦
女ゝの為ふ楽〳〵をゝ者さくゝ〳〵個後他の深ゝ
至所て千恩を速ふ思ハ切て死を吉乃ふいさぐゝ

のこゝ涙人の宮初うゝ爲くゝ禅門の大悟の如くゝ
色八色にして樂くゝ樂の大樂八別ハ命のあるハ
つゝゝるべゝ孫又大星ゞ酒色の狂ひ放逸なる淫慾を慎ゝ
いよハ手忠信の美を見て員をる人情ゝ出ゞ常ゝ
なるゝ全美女を恋ゝて狂人のごゝ本性なきハ他の金八
ゝゝ手ゝ恋せゝ婦女の美き中ハ別て如ハ吉野ハ
の里橘木町の遊女屋無量清兵ゝが抱への金盛信ハ
美女淫ハ又雪と名を改やゝる程女ハ色をうゝ奪ゝの

境もゝゝ解剣と金銀を費ゝゝく覚悟の沙門ゝ
今ゝ綱授地の口傳ハ強くゝさまで伏見の橘木町ゝ
来までゝゝゝハ昔の伴を強ゝ無屋とゝの人ハ
その頃ゝ又雪の三味線ハ大星の妾ゝ秘蔵ゝて
役家の産業略ゝ唐の上ハ大星の好ゝゝ嬖ゝを細工人ハ
桃ヘ山科ゝゝ伏見までの景色を眺ゝ遊ゝハ
又潜ゝゝ大星ゞ好ゝにて中一丈ハ六ゝ尺天井の板も
奇木を撰ゝて張せゝゝ或時婦人のあまり天井の板ハ

大文字の落書を書うつ付箋ひの張ぶしき四方実ぶうしが
その内くくさき地火災よりよりてわくくもうりゆきくうりゆきくうりゆきく

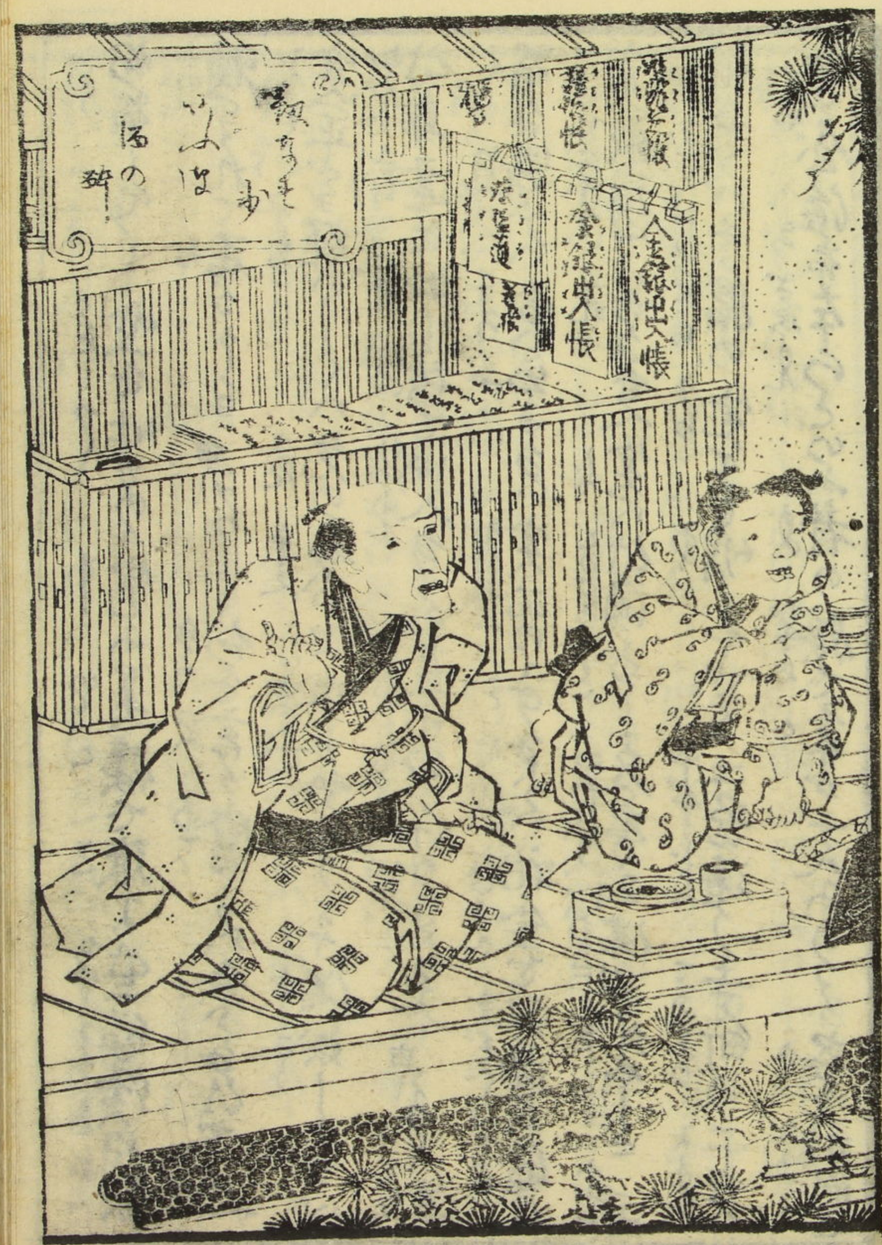
金銀出入帳

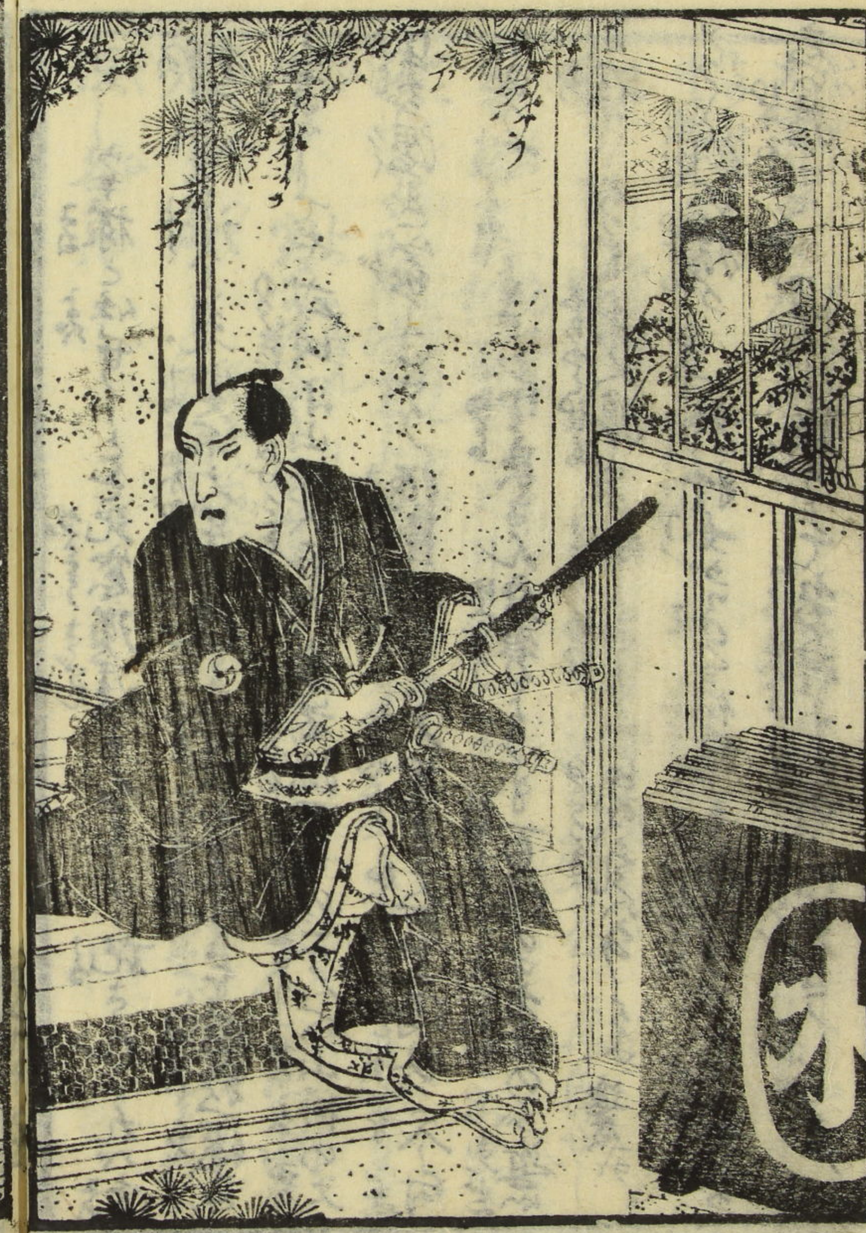

物語しそく〳〵空を仕ものゝ宮ゐ美膳で錄入せ二緑續の人ゐ
頼てこれて居るゝヨ　甲　アヽ〳〵物を言ゝ當ゝ人ゐゝゼ　小山
実に正ざゝ疑へ〳〵しく八先の名のを俳〳〵やせゝゝゝ偽然〳〵ゝバ
仕身達を半〳〵枝て口入ゝ〳〵ふ真ゐ半〳〵けるゞゝゝ　甲　イヤ〳〵其
格ゐ賜〳〵しい欲ハ出さゝるい実正のゝるゝゝゝ礼金を早速ゐ渡ゞ
うゝ歌持て口ゝゐ其人実に仕頂ゐ〳〵ゝ名ゝゐ俺ゞ手やゝ　小山
格ゐゝゝゝゝ名の宅ゐも明〳〵やせゝ二金通ゝ寺町の二文
宇ゐ屋活弟ゝつとゐ者の腹で年ゞ十八ゐゝゝゝゝゝ名を方姓と

稱ゐ宅ゐ宅ゐ物語も人品の往所郷ゐ風俗でゝ暖温ゐ
実情のゐる色白ゐ肌目細ゐ眼ゞまゝゐゝで鼻ゞ形ゞ正ゞ
ゝゐ元のゝゐゝゝゝ進義〳〵コレサ〳〵宅早大概ゐ賞ゝて金ゞゝ
降り賞て又賞損ゐゝゐ行ゐゝゼ　甲　〳〵小山氏ハ浪
人の活業ゐ弟公人の口入所をゝゝゝゝ宜ゝゝ　小山　イヤこゝゝ
実れ千ゐる　進義　トキニ今ゝゝゝ寺町へ行ゐゝゐゝゝ
銭せゝゝ〳〵ゝゝゝゝん出ける世〳〵ト五ゐ辞ゝゝる
與ゝゐ宅ゐて中ゝゝゝ助を俳ゐゐて彼二文字屋の浪

ある旅籠を引合せしが為て進義小山が相談重ねる事なれば
ゆうらの子けいこうの助と大切ふ事なれば新てことを縁として両
親ともゆるさせ終に於籠を大里の妻とこそハ定めけり
こゝも富世の縁にてうりけんお籠ハ金のゆゑ身を売
するとのふこゝあるでゆうらの子けいこうの助の年の若き身とさるふ遠沢
なるを厭ふ その情とまやるふ繋ぎて来のちも放さ
方なき風情のこゝハ心の誠を尽さるゝ釋迦も孔子も斯
まで不義ハ是ぞ人ぶ遠ひも まゝ様も情く

わらんと他人も笑ふ事なりける 扨て小山進義ハ武籠を大
げ[illegible]ふ合せ[illegible]籠ものまで早き仕事ゆうらの子けいこうの助ハ此旅と
別れ[illegible]ゆうらの子けいこうの助ハ此旅と
旅籠の家の下籠ハ門口を掃早く掃除をすとて拭ふ
箒をゆうらを拾へ下籠ハ[illegible]拭ふ
るとゝ[illegible]ふ見せと下籠の拾ひ拭ふを与て清とすぐる
ゆうらとまハ義度山所の表を開ふ障てゆうらの子けいこ
歩行て通るお侍さんのご[illegible]お籠さんハ[illegible]服装を

見覺ヘおたち歳は三ヶ年ばかり
あるへ　アノ子は何ぞ先日も彼お侍様が
あるとき　早く一度ばかり　燒て通るなどら瓦突て特びをあるとき
落て　ちいさい　ちいさい　ちいさい

ホ方ハ外国ガ要ル者一捨ハテヤラバ内ニデ拾ハ卒
度ニテ笑ヒさいト小ヤラバ お腹ハ完ホ
ヤラバ山方ヘ出通ウ 成ます〳〵ト家内ヘ保ル入ケレバ
法ホ左ウハ手中ニ蓋ヲ早速拾ヒ先ヲ さ〳〵ヒ
お武家ハ法ホ拾ヒて捨載き 拾ヒ
山通ウ金子紋ヲ金子眼ヲいうヤる拾ハ他人ヲ拾ハれてる
直ホ国所ヲ拾ヒラ世間中ヘ和ヲ言ハれるるハ家に
今ハ暮れて歩行ヒそ ぎる 拾ヒ

お蔵〳〵お蔵〳〵の通ウ大
障ホ正作ヲ〳〵ヒ内ていヒ〳〵ヒの名保お国及ひもぎらく
山奥ヲ人 拾ヒ 池田ヒ右つきヒと当時ハ者ヒ
山科の 拾ヒ さ〳〵ヒ通ウの奥の上ハ大星中ヒ動
とヤて千人百石の禄ヲ領て居ヒのハ浪人の浪れヒと
ホ川て後の者ヲ途中ヘ義ハ ヒ ヒ
先祖ヘ海ハ国ヒ浪人の古傍輩ホ聞えてもヒぶうれ
義ハ山法ホ彰ヒ入ルト深く和て礼ヲ述ヒ

あまを縁として陰々滅々出入をし元来ろくの金銀
を望ひ二文字を愛し多くの債鬼を分て交渉しゝば家内中
の者どもゞ大星を大りに殺の酒食の地を為て大星
氏もまた度毎に金銀を与へ其の持参し来る所を
尽くして中ふいろしの為と別ちさしを添きゆうして在
りもの知らで小山進兵衛なるお縁を謀せしことを可笑こと
なりけり
此の像を押くうしてもあ同苦肉の策計なるゝ不容易く
なるらく所なるこハわくうけて

古人の善悪忠不忠の侍ゆも是非の沙汰一概
ゆ評難ふ悪ふ似ふる善あり不忠の振ふる忠
ふあり赤其人くの幸不幸嗚呼難ぎ
夫主君を諫言して学ふハ戦場の一番槍を勤るよりも
なるふ勝る忠ふなるとも実くふ其功空しく為て君ふ
悪まれ疎を蒙りて国ひらくふ最稀なり且冥しらぬ
評判を義し主のふに立家者ハ忠義を尽くしたるのちを
捨てゝ他人ふを学ふるく主と偶ふ世間の勝ふを

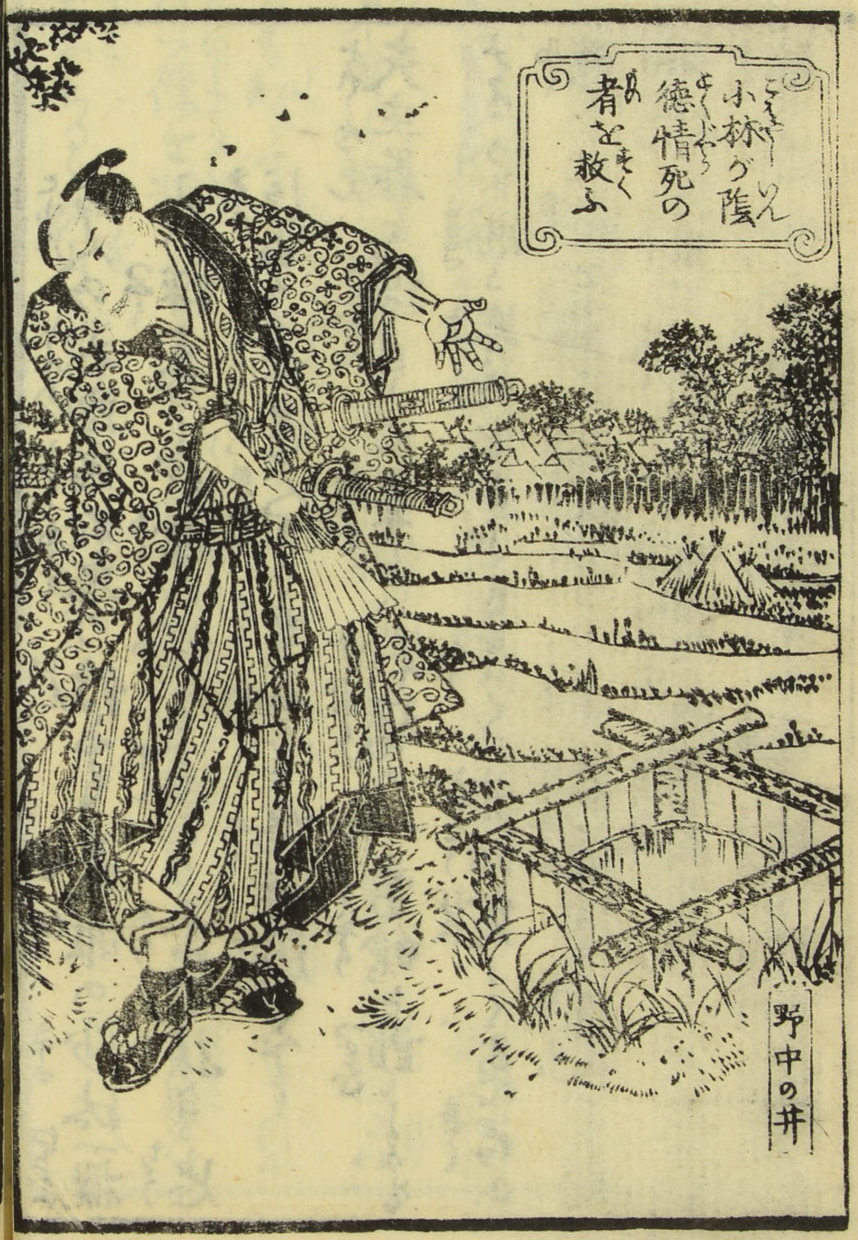
小林り陰
徳情死の
者を救ふ
野中の井

清て清らかに若菌の口潔き男ひとりづゝ家に師員の
家老職小林平八郎と同じく人の情を深く仁義のために
甚忠臣なる四十余人の輩は勝て亦武勇力量共今の
秀逸なり大いに流して魂魄を戦ひ死に
潔白せしを国侍(迷惑の余り)郡外傳の奇事を
志して依怙贔屓頂あるべき審官の一覧に備ふ

○野市も富貴の花柳のらふ蒼の娘まんどが住ふ街と
なる所恵は孫ぶしらぶれば黄色いくどまぶらい野

人の多りけり家に野中の井と呼しは谷中三崎の辺に
ありて誠に林中の井戸なれべその俗に名を呼しとなん
往昔梅木とのふ遊女のありしが契りし男に離れて暗
夜人のけるべ山所に長なる庵を結びて二年ばかりを
過せしが了ふたりなるを里人の長者ばりとその
情に堪へ檀の木を植て墳墓の印とし草都婆を
立てけるが今者は其草都婆
ひとりなき野中の水の人長きさん

消て跡なき妹が面影

其時植し檜の木ハ古木となりて今ハあり癩病を
煩ふ者その木のもとふれて立預まゝ忽ち平癒
といふ彼の庵の傍の井戸も今ハあり是も野中の
井と言傳ふト越後屋子名所大全ふ記す越後屋子ハ元禄十五年三月上木の
卯本 其ほかも名所となりし野中の井戸秋も更深て
月影の水ふかくも拘淋しき井けしふよりて多を合
せ涙ふもせぶ狼の風情側ふ自添ふ若き男も同じ
く涸よ噎びつ互よ手とあ辺操ふ〻し統よ井中へ飛入んと
する扨しも柏木塚の木蔭より走出る一個の武士忽ち
男女の帯背を採て後辺の方へ引留ける
其竹の根岸といふ里ふさ〻るの家の一構あり けり生
垣ゆハ其秋の果花おのゞ淋ふく咲乱て風ふ散る蕭ハ
垣をめぐりて流る〻青々川の水ふ浸ひ落花流水仙あるゞ
如く自然の風雅と備へ元ハ奇麗ふ造り〻庭ふ飛べきが
當時ハ住人もなくて茅ぶ軒端の古び所しへ生茂り

常ふ曷蒲の節句の備物と疑りる此頃此宅ふ住ふ
人ハ程近き廓ふ在て松の位の全盛なりしが年季の数
もあらふふりて久しく別離なる人と縁ふ結び其人の
誠心を尽さんとひ出身代と世らを廓ニ出て直招
此所へ来りしが暫て世代人の男の住家ハ思ふきねど
外ふらしき新世帯ふ伝ひも心つそまの[illegible]ハ只
一人此日ふ変る淋しきハ方もなく徒然なれバ如
何越方行末の夏と案じ[illegible]が所為なき住ふ四辺
七絃の柱ふ掛し三味線ニとて調子を合せ中音ふ唄ふ
一ツ節ハ松の三味の替唄

日本橋ふまうでなく[illegible]も古涙もさん
まるかぐみいらぶの衣紋掛うらうさ妻
やかとぎぶ兩の妨る身の[illegible]ふ袖も下谷
うへの山ぐらみしる慈路ハあがたらふ袖
ふうらめるあさつゆを[illegible]ふ[illegible]も[illegible]
く水の

ト聞くにつけても世の中不圓うくるる男の身のうへ其
ぞと明しと告れども我身が廓を出て頃より家業の
損矣不都合の續しものの有りもせぬ事ふ付て花
笑する人が他見飾りも捨果て此所の住居もそ
節嘗不仕其一別荘を造り近頃俄ふ親家をば他人ふ
ゆづりて此家とうそとふ仮住居高ひ店の本店も
今ハ商賣もおそ思ふ事のくるべし此程ハ
毎ふ在の方へ移と宿て出行と懐中金さるもしき其
体ハ顔色ふさえ見ゆるものを此家へ駆しと限
き此ハ新伝のもとり悔しくの中と云るしと迫て
て親の心を慰しと在ものんと苦界ふ在りし輝の身
ふハ寒しとも苦悪ふ別て苦界をまるるうれし既
ふ其日も黄昏て深山の森ふ帰り行く程島の女
も伝のとなく常住よりハいとど長き事ふ聞へ細き夏
いろん方ふ帰る夫の足音ちやくも知りて走
て竹の折戸を引あけて女可ヤ今日ハ遅ふ

さる工男武然ヨ用ガ不調ニシテ靖方ニ行テ遅くまでも
ナカ帰ラ今一ツ行ヨウ行ケバよいトヨウヒト言ヒ家内ハ入
ルハ女房ハ方焼ヲ出シテ火ヲ立テリ雨戸ヲしめて
女ハモウ今夜ハ他所ヘ行ノヲ止ル成ナヨウ何ガ
今日ハ徇さらきがしこり悲しくなつさのして先刻ヨリ
獨て涙を落して居ましたりの男ハ然ル何故
ごとしふくの大略武様ハ淋しい所へ来たりのごとく気
の毒情のさらふ不日店の方へでも行いるが晴ル

女ハ工淋しいのも不自由も私きやアうるさいうひが何ごと
武郎ハ御兼の顔色ガ悪ひヨウ案ごられてるヨウなのの
御兼様ハ私ガ帰て仕配でもあるごとく誠ニ苦労ニ成
ませんヨ男ハナニ行ても淋しこ居ハ考るひが他人ごと兼
ふ様なヨ武身の支を吐しでもしさのヨウ女ハ十二歳も
なりとも言ひハ仕ませんガ子行程も相晩気を付けて
寒ふお兼様ハ変分苦労がるふ遠ひうひと思
ひます様ハ若も然ヨウ様ハその様ハ私ガ咽して泣ヨウ

大星氏画
春水写之
濁江のふぢより
鳥も
元をも
上も
ちのも
この八せしけ
上でやむ蛍き
本為尊者讃

世て お暇を成ナトいわまて男い胸ギックリ心の底ゴ知ラ
まてしかと思へい必ス〜く眼ゆ涙ぐるむを叫ゆ紛し男ハ十二
其根ゆ案じて暇る変いるいハナ併るゴ形して居も
法まらるゆ方ら此家思ひ付て一番大利潤を仕根と
いふ算段ゴ思一其商ひの都合ゆ旅へ立根
ゆ為ゴ左程男ハて異なヨト言るゴら
懐中より金を五両ゆど出して余ゆ仕ゆ封じる
書物を添て並べ置 男へ夫ゴ夫ノ者く帰て来る

ゴ行くゴ第〜一帰りら早くまつさらば男女の用の
不親根ゆ代書ゆ書て置さらら其ゆ能く読で見る
何ゴゆ〜ゆ今夜相続ゆ所く行て来るらト金と書面
付を渡して立出ゴ女ハ待を成ヨトまゴり付き
女へなんざる工出し夜ゆ旅へ立ゑと常ひ変を お言
でるいヨ支ゆ是非遠く行なけれい流ゑ根ゆ身
の上ゆ成ると お言のるゴい私も同伴ゆ連て行て お暇
成るゴ男ハ何根して女ら行るるのラナ代身で

さへ行ふなのこゝめをト言顔後容ところの涙ぐを
そこらく落しなぐら女モもゝア下ゐ居てお呉る成ヨ
ちへて女「此程ゐ様ゐ様ゐとお旦様の様子ゝ気を貯ゝ察
見ハ行ぐも名ゑ苦労を度ゞ重ねてお庶の方も
都合ゐ悪ひゐゝ身を張まる死んで仕まろふと
ゐ志成のゞト思ひまゝハ前一の樹ハ明て読て見ろゝお
言の其書付ハしゝゐ私を振捨る離別のまゝしゝ書
置でありまゝ便りの身ハ身でお旦様ゐ別るゝゝ

ゐゐハ金も何も入りまゝ何様ゐ祈へお
出のゞも同伴ゐ連て行てお呉る成ョウト涙ゐ男
の裾を押へ泣ゐ封じの書物を取て口ゐて封じを
破りまゞ開て読ゐれば男「ア成ハ今よ
まゞゝも貞実ゞ女ゐ渡刑でまゞゐ読ゐ紙ゐ男
ハ「ア相続まる所へ行て来ゐゐもト云ゐ
渡さゞまゝ手ゐ強力も女の一念ゝまゝ送書を読
ゐ下し喧ひ入ゝゝゝ法魔ゞ私の様量ゝ

と通り都合の悪しのを直さふとお思ひで相場変と
くらふ変つて身上を果して世間へ面目なひぐらろ
私へ対しても恥ずかしくひくらふ死んで仕まふと覚悟
しくらい其元で私い身の仕方をして異ろとお言の
遣状直ぐに国元へ別まる私ふこの
お金を金元に残さお前様の情い却て恨ぐ
何程嬉しく勤め果でも夫婦ふなんと其中でお
う死んざら詫方がなく私へ他所へ縁組ふと思ひて

きらく気儘ふ身体自由をするものぐとお思ひうるエ
知らう不実なお前ぐと思へば苦労をしてお
後日のうまて遣状い方るのいな又お前の仕方
人の子学ふも金がなくらふが身上を潰さふが死ん
で仕まふなんぐとい言甲斐のない男ぐと思ひも
せうぐ餘程嬉しく浮命で此身を自分で表に相ぐ
尽て思ひ限さ今様の覚悟お前いろふ此日今
日苦界を知てまぐ乃も無く此程嬉しく仕

居さうで忠しらの梅しらふと寡して体身がゐ
ひ方がまうてあらふとて祭るを定めて残をさう金
も當所でい金程丹誠しくこのぐらい必ぜ笑てまん
ゐさんみと言まて最ど喧び入て体もゐ程ぐ
まぐり身てど歓きけり
抑此男ゐい者ごとのふ男ハ鎌
倉ゐう本徳町明石屋此浜と呼ら
町人ゐり女子ハその素生を尋しく知らねど
鄭ホ名高き三浦屋の遊君琴浦と呼バ
まーー全盛ゐりーーぶ本文ホ読くざとく の
貞趣ゐりハ猶ゐうゐき体ゐりゆけん頼て
此浜ホと琴浦ハ両個とも死球ホやさて
つまーーゐ住居を出て三崎ゐる菩提所へ系
結ーー彼野中の井戸へ身を投沈て死ん
とへませーーゐり其母柏木塚の小屋ゐり走り
出て両個の命を助けーん高野家の英ゐ

ゆて義士が敵討の折うらに大丈夫の勇義
をあらはせし小林平八郎といふ豪傑の侍あり
さて此小林が両個と助命て後敵討の時
小額ふとり一弁舌と浮世絵師の老先生
莫大の餞別壮齋翁一八小林氏の子孫ゆて
聊らうらうの実録あり其い十二の巻を誌
て初るべし

正史実傳いろは文庫巻之十

江戸　狂訓亭主人著

第九一回

森々たる老樹四面をとりまく風々たる恵風頻脳の夢を覚し
雲乃八角の不倒の香を焚月常住の燈を挑ん八十余人の
義士の名を残せし墓碑の在所を尋ねて思ひ
馳る清涼寺しんしんとつゝ祝し同志の筆さ〳〵ん先の
世をかゝり人八日毎に嘆せん乃もとく詩歌連俳の名家の

人〻感の詠吟絶ざりしとぞ亦その傳記を珍重して
本傳拾遺等傳数〻書き中ふして彫刻ふすべきもの三四種
ありしが今ハ絶板に成る殘る製本も最稀なり此頃
書林文溪堂にて繪入の一本を閲せしに其書の裏表
如此ふ記るしたり外題ハ近世忠義太平記と題せり

享保二年
正月吉日
花洛書畫工　吉川半次盛信
堺屋治兵衛板行

安細なる物ハあらねど今天保十一庚子の年より八百二十
四年以前の板行ふて義堂の落ちたるより僅ふ十八年ばかり
過て数行毋〻冊子毋〻眼前の人ふ見せしめ人〻
雪ちらりと記せるものゝ古ちらるる世ふ流布せる
事ハ大岡小異のみ只その中ふ忠林堂の自序と注意
酒合の小紙廉助が傳最詳しく碓井赤坂の町人天
野屋利兵衛が鎗玉孫六ふ挑へ〻武具いろ〻の諸人世ふ
諸書ふいふ貢題と去る遠せり夫ハ運〻ふ著かして書まのかん

扨て世奏に記す所の例の詞出すに及て漢て後に出すべし

高らかに幕の奏舌の長ハ其仏ゆて漢しるべし

○大星ゴ定るゴ品夜討内試の書面

一

相撲を遠へべゴ及ハ是討入の肝要なり

是ハ鹿流の陣太鼓の後二遠の赤切を合図とし進ム

弱ゴ一同ハ合図の笛を吹ゴ三度ゴ入ゴとのゆて

合図ハ一の用ハ御も安会ゴ

是ゴ討入て戦ひ完中の一大ゴ古ゴ夜討の秘要なり

○山と同ハ

○瀬　○激　○滝　○清　○泥

如此ゴ河ハ

○河と同ゴ晴ハ

○岩嵩　○古木　○峠　○禁　○坂　○峯

○谷

如此ゴ山ハ

○山と同ゴ雨ハ

かゴ同士討夜ゴ

撰者春の評に向まで説ところ也極亦此の本の
旨趣を看るに何ぞ記せし合羽も亦とうけまば汗と著
て有 俊澤留定本ありぐく 天門屈儀ま法の文を仮て
まとうけるべ汗と著るの 澤留定作者の潛蔵の例を
誠しかいば敵ふの蔵対の義、あるう公をやき者わらば性ふ
汗の一言のそ合汗と合沢晴 晴へ勿ち星と推量しもりと同ば
汗と著て由所を対の働きわるべ 豊大星の先見のそ後を
知り已をかる度の用公ようんや亦一書

。山震 。汗作 。の合羽く記せう

赤大星の下知しを曰

一 弓箭の用を新べ

星を関聲ふ周意しもあるの弓の法を初稿の
穂を切捨うるべ

一 敵方の燈火を消して対の中へ入るべ

星に宛湯の情を敵方の体を敵の見を燃中へ手延ば
まあるうと敵を撃ふ度の用優を味

一　方八寸ずつの弓真あり
　　清茶の服紗を一ッづゝ懐中もべからず

一　大豆大麻時よ入用あるべ
　　薬帯は焼酎をいまそ持参のこと
　　是は人の命を救ふ時の為なれども焼酎大きに
　　清所はあつけて異あるを見せ酒のこと
　　竹を以て薬を採り仮瓶の如きものを百本ばかり
　　ちらしあるべし

一　是は堅く密封して鑷子をもつて又五ツ宝丸
　　開ゆるものとなべし
　　薬を布の袋に入まそ持べ
　　毒虫病ありとも用意あるべし必ず弟ふ源んで存外
　　の毒虫病発るるのあり

一　孔雀果子外は桐印を付ナべ
一　墨斗筆紙ホ諸くるの新持べ
一　書をさしべきなり

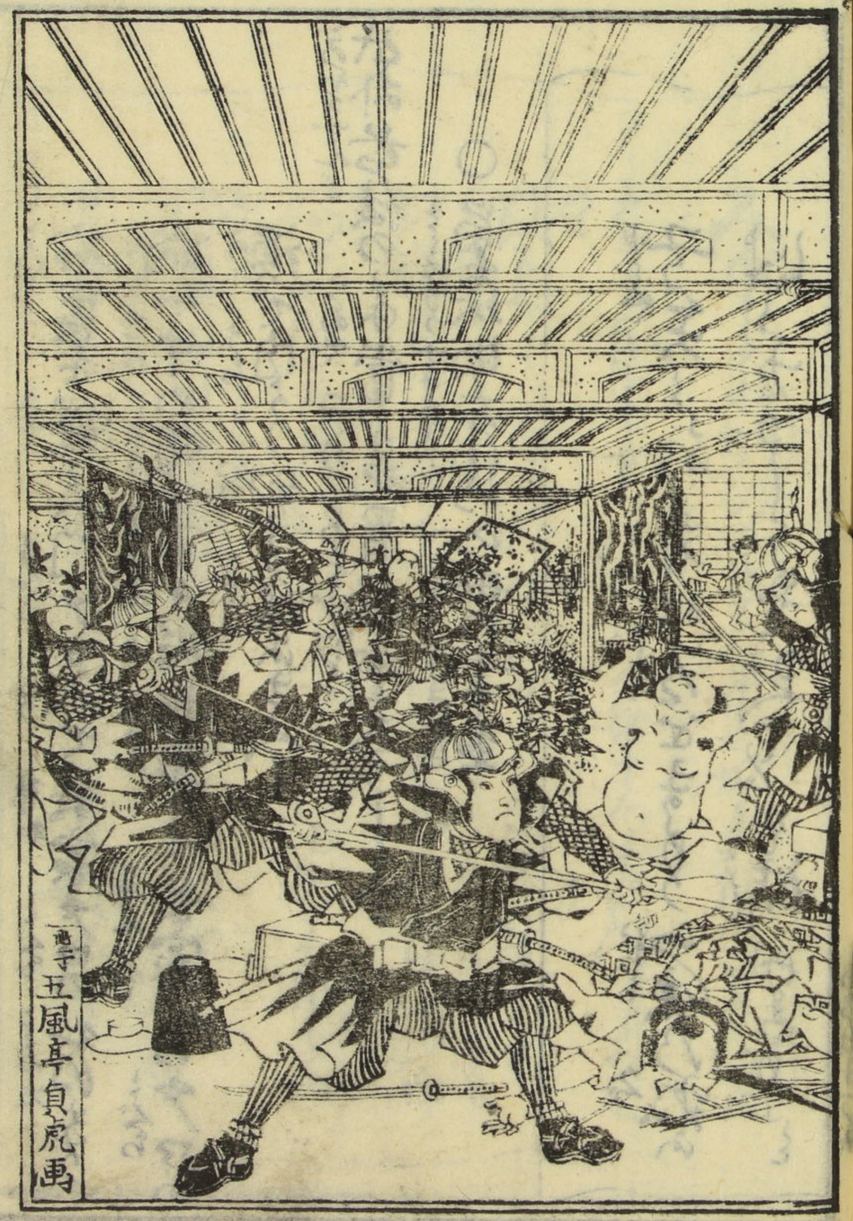
五風亭貞虎画

右衾を鎖くふ門戸を入て長家戸口の仏間あり
柄一寸の鑓を百本程持参し長家〻この戸口ふ
潮て内へ出ぐるを拒ふまぐべ〻

什弁長後のゝ宮ゝ紀最巌室寺〻〻ゝぞ

○前来林助右衛門の母の書置

子矢〻ゝ〻ゝ矢ゝ〻ゝ矢ゝ〻ゝ矢

奉[illegible]を天下にあげられよ
[illegible]路あてまつらん

冥途の

留[illegible]の[illegible]ハ辻[illegible]の近所ニ住し山口治郎[illegible]人の[illegible]
あて自害しる事[illegible]

○

さてふ[illegible]討の日のるすをや高ノ師直の屋敷近所ニ住
[illegible]屋久[illegible]ふ[illegible]あり[illegible]人十四日の夜ふ[illegible]

[illegible]ば[illegible]ば[illegible]ハ[illegible]人[illegible]
ハトキニ久[illegible]人[illegible]おり[illegible]ふ寄り[illegible]
[illegible]ふ[illegible]お[illegible]中[illegible]
一盃呑しとお[illegible]成 久ハヲヤ長左衛門[illegible]
[illegible]ハ[illegible]お侍[illegible]ハ[illegible]止ふ[illegible]
[illegible]存の通ノ元ゞ浪人で仕[illegible]
[illegible]ハ[illegible]中[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]

召が有て私宅のこれの同僚が一同に本家のお国へ行て
暮ふることまるはるサ久へハテ　とまるハテ　行よう　のお国家へ
変ておぎんはこれ久保析角　おれ易くいやてくるのお国望
中日ばかりのハおるを残惜うどざるはまをして今日来お国へ
お立ち成のうへ　長八イを　今夜旅中ハ立て行様うどざら
更ておれの所へお頼うどめるのサ　外でも自ひがる登
易く氷が解て足が悪ひくく夜立れしてあ中も大　概
夜分をまるはるサ元同役　二十人ばかり　揃りて来るが

うち　旅中ハ歩行ても大文夫ハ文ぶぶの　渡方ハ浪人と
屋ノ者　私の家同へ　あるまりて文ハら文夫をしてを来
者ハ　ハの家も　校で　合ものを　調へる　文ハ　ハ
お茶の家で　温飩でも　喰て立ら　ハ　お茶ハ
ハの草　お世話でも　然しても　お長屋と　言うぶぶ　金をを
二二人　元ハ　長へ　あまを　和漬け　中て　立ハ　四面剣でも
者と　酒と　義友を　二十四人　揃ハて　立て　お長屋成ト
久を　腐ハ　金をを　ハ　ハ　言ても　久ハ　ハ　ハ　深の

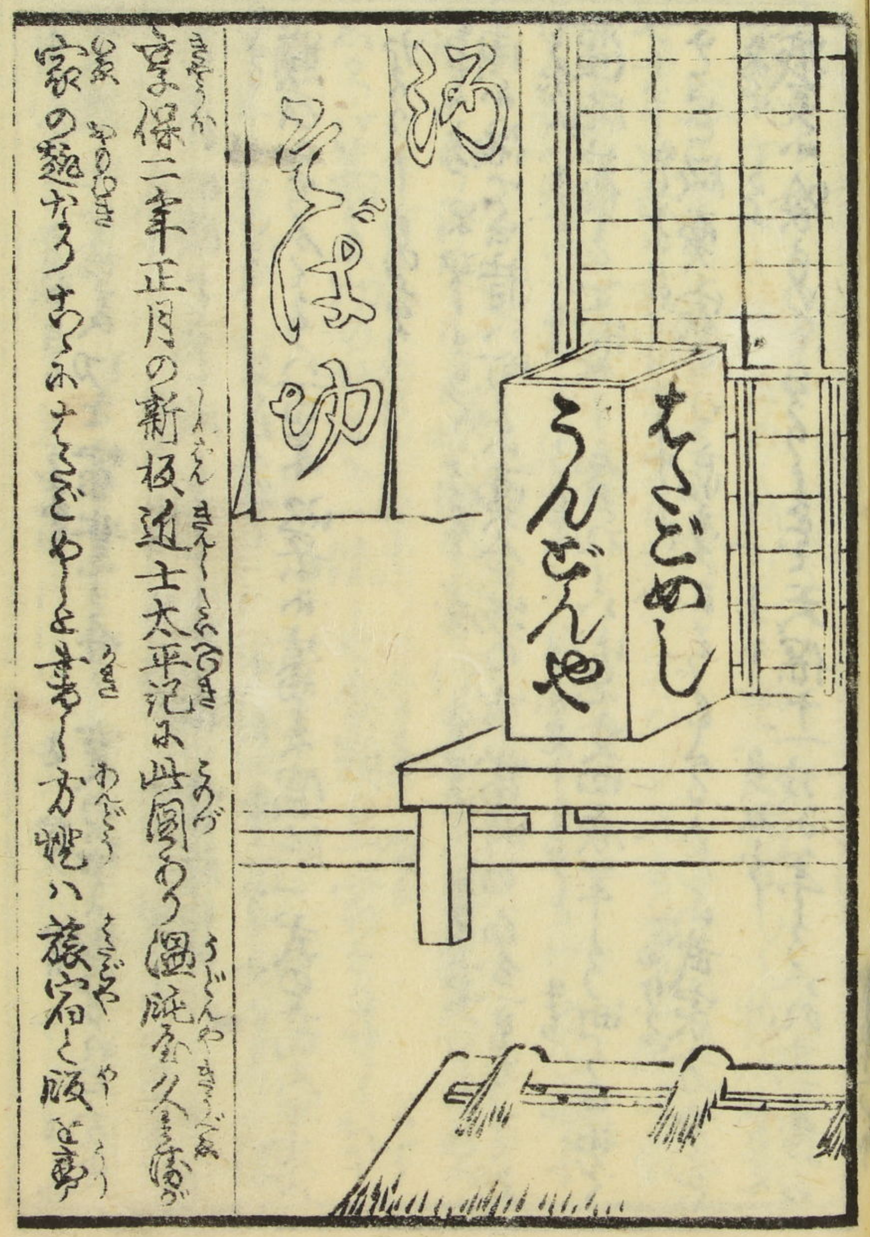

享保二年正月の新板近士太平記ハ此国のうどんや久八が家の趣なり まづ表ハ藍宿と暖簾

長八左衛門

中てゝ変さまをうが今夜仏の時頃のおそ江ハ成まゝ

仏ごもてアノお茶の宅へ来るのゞ麦刈ハ頃よりうとまを然

者らゝぶ和店の客のお邪ナゆもうまゝまひ 久[illegible]丈ア

朔度宜どゞまゝ実ハ此ハ温飩もひるで来ゞ悪ひ

ゝ 親潜の毛沓を仕ゝう 異り付や品るをして高ひの 所

ゝ多ふのゝ桜ゞゝ家ゝんゞハ横見世もひるでゞゝまた

ト言を来ひふ長右衛つハ約束してゞ降ゝける

又饂飩蕎麦切を家業とす　文の初より思るれど左ハ
あらず此頃さぞ殷と雖も　賑ハ當時の井殷一統の
類ひなそ今より八百年以前ハ蕎麦饂飩一式の高人の庶ハ
なりしものなり
因ハ依て是貴ハ町人食物の吉當時の百分一もなしとぞ
饂飩蕎麦を製し初ハ寛文四庚年より町人ゆく
さぞ殷賑家の世高殷ハ武家方ハ
減ずハ喰ものなりしとぞ天保十一庚子年より八十一年以前

寛延年間に新見正朝入道のひろしく物語今より
七十年以前ハ武家方にてハ人夫蕎麦饂飩の類
ひを潤人食ふものなし但家歴くまでなけれとも
記しておりけんどん兵當時の常体の蕎麦屋の者ハ
あらず蕎麦切の世上に一統に食類の一家をなせしより九十
年来の変遷そのさぞ深の源ハ盛衰ぞ為るれ
十八年前今より天保百二十九年に成る但し寛文四年ハ蕎麦を
蕎切しより天保十一年迄の間百七十六年なり

かくまでもの珍しくはいとづつ二八の若き人も自ら食し給へ
當時八蕎麦屋と賣人家と鮨の暖簾を掛ける家の一町に二三ヶ所づつ
あるべし驚き御代の榮光とはいとしき古代の世を思ひやるそ
者のかをなつかしと音に聞し所の
ぬぐひもすまじさて彼長右衛門の面をうち運ぶ
久兵衛の方へ入れ五ふ贈り
酒合せ及ばず主の久兵衛
まで度をうち待しもやく挨拶かぐしのれば武士の人々大に悦び
酒をうしける彼久兵衛は大盃を持出て久べしき注人も出来て

一盃つゝ召あがり手仕んを見ハ私が山元達を御出の異物ゝ
きうと大盃で有るも手時の一番勝の名をえこのそばをえ
ら新蕎麦の一番人延喜寛とぞんじまして持出ました
もまで一盃おつぎ給ふ
ゝ言ふて大盃を度の中央に
給へば各五ふ顔見合せ歌詠の門出るの八種ふ
辻占最もやうと公の御ふ悦び勇ひ武士の面一番勝
奉ゝ誰人でもらまとうこいさまの大盃久
兵衛の切ひく　奉ゝイヤさまの出ふ枝ゝ蕎麦を

おもひ出て一番勝の景物のちらし寿司ハのりも横ぶしの
巴地色もあるぶんもるゞ者てものゝ一番勝の秀逸きまり
ぶの行事その句をお国せるまるのハ久ヘイイ
きしるる句ですがぞうめまるはがあまる第の松の傳授でおぞるる
まるしと蘭と成まるを一度のくぐきるの国家ようを見バ
笑ぶさるも かまとまるんが手帝の句ハ
歌の中ふ雲井ふ名をや郭公

トいろしまるしと言けるハ 桂へイヤとまハるんど秀逸くく

ヲ引 と手ぐ初ふ文字を 松着ぶ おぶ黄ひ中て 一句のさきハ大
高氏 ぶらるまヨト 鼻紙をろう ゆ 墨耳の第ふ 掾つも
句ぶ一句紙ぶるるしう

歌の中ふちらのいきや 霜ぞーら 大星 玄梅
宮ふいき 松ふ 鈴 高 子 葉 大高
きぞふ 今 大 盃乃ぶらんまて 小野寺 里龍
春竹 ざーきふ 句うんのいや 吉田 春帆
ト思ひぶけるき 附合も 実ふ 英勇の魂ふて ふる 晴ふも

風雅の極び無も優長なる事風情真の大丈夫とのみつ
べし初て時別のいろれつをおのゝ出立の文度して立うり
ある事所ゝ勝負元より度度へ茅ノ腰掛を三分五具を
運ぶ働きの下男が口癖なり 擂言ふ 下男へ なんのものとわふ
るゝを二三度のみを大書する事 源氏へコウ〳〵 若元
貴さなアの口癖の極く 何のもの事なんのものと義度もいつが
何のるゝを 事〳〵 エヘ〳〵 十二 おまへ冠付の見でおざるまいが
何極も 踊が 分らぬ 考へ なぜ 口癖ふ なるまゝこと

源氏へ 少ノ左右ノ 右且ハ 面白の 冠字よ ざ手ふれ 文字ノ 初分を
出ぬ 宜しく 宜しく

なんのもの 学を 通ず 素の ろ

事へハイ おまへ なぜ 久へイヤ おまへハ 口答 秀
おを入 まぢ コリ 椿七ぢん 出 ぢんな 代貝殻の 形で 明貝ハ
利 関世 仏 名 した 句 ふ 勝 句が 仏 所ふ わる わる 覚ふ
書 さる 仕合ゴト 言ふ 中 仏 ゝ 文度 も 潤ハ 長へイヤ モシ
久 ぢん 隠〳〵 と ふ 世話ふ あ ら ま し こ 久へイ 工 機ふ

仏法のことゝまして左様なるべ[illegible]
行末長く繁昌いたさんに久〳〵イ
[illegible]
路にてもあるとも世間男や空に鈴蘭のいきるひ見さとる者の
羽の使の使法をば師直も貧なれば今月月を伸べて夫と目
ざるを後世の東海道に柳生一備を[illegible]
二[illegible]
[illegible]

第北二回

世俗義賞のものと沿り伴なて衆評さまぐるゝ中ゆて
奥野将監小山源太京門等は大星の密言を受て、
第一仇討の仕損じあらハ二の目を対べき内談ゆて
訴為と約定を彼り[illegible]
偽の用心い兼〳〵[illegible]
人〳〵ハ[illegible]
さま〳〵書面ふて[illegible]

復位の業因ハ認あらられて死後ハ故々へ送りとゞけ
られしものなり殊ハその良筆を眞真れしとき所
も疑ふまじきものとまゞ〳〵但〳〵假名ハ筆耕者
の付しものなれば甚て言ハ遠ふところもあらんか亦
ハ二ヶ所ハ文章の遠ふをせしものもあり其ハ
ハ所名こゝの名のこゝ大概ハ推量て知べし當時
代一通をも伝ふとゝあて潰玉ゝ其時のまを眼前ハ
見るが如く最感情深き一章なりん

[illegible]

[illegible]

[illegible]

及ひ[illegible]成い[illegible]郷[illegible]仕
方あ[illegible]見[illegible]人外[illegible]事[illegible]
[illegible]あ[illegible]盗川村[illegible]外[illegible]
只今[illegible]土[illegible]
[illegible]事[illegible]
[illegible]尾[illegible]
事[illegible]
[illegible]人[illegible]
イロハ[illegible]

[illegible]働[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

死人に[illegible]後[illegible]
[illegible]の[illegible]

十二月十三日

[illegible]

大星由良之助

良雄

○近士太平記に載せる東海の文章

小野寺十内秀富家を[illegible]大星力[illegible]東海[illegible]

再度[illegible]時[illegible]

桐板の[illegible]

氷と見へ[illegible]壮士[illegible]

雪[illegible]

秋[illegible]

袁[illegible]

影[illegible]

虫の音もとゞまりぬ鶴ひなく　秋〳〵うらしぐれ霜ふれば
行くすゑ　いづくの山か越方　彩雲のうすぐも雲ひつぐけてあうし
ぐも　情くとゞまらぬれば　赤松のやまぶ　埋もれぬれば小
野の草ハ　さらぬ　ぶぐも

今ハ世ふあきさろる　身のあるべ世よ

ちや入れかの　山の端の月

ト　ゆくゝ　古今と　ぼまき　けまバ　カ　ふも　寒ふ　ふ

けん

故郷有母秋風涙　旅舘無人暮雨魂

と五ふ遠く　古今を　探り　今の　情ハ　淮ハ　てこ　吟じ　けり

中ハ　寒　さ　ろ　四　ふ　聞　ひ　て　ハ　猿　鳴　の　後　の　夏　今　月

旅路の　ゆ　ゑ　て　草　ゆ　夜　ふ　ゆ　く　る　山　ま　し　く　路　な　ら　る　宿

まバ　伊勢　尾張　二　ふ　ら　越　て　ま　ら　け　く　も　ま　ハ　ゆ　ふ　こ　と　に

駿河の　国　ま　ま　ら　ら　向　の　ハ　ゆ　と　伊　豆　相　模　男　ハ　野　ま

山　暮　て　遠　く　も　ま　ら　る　旅　の　空　田　方　の　八　重　ま　ら　る　て　ハ

峯　の　道　を　埋　む　故　の　方　ハ　白　雲　の　し　ま　の　び　く　ま　や　箱　根　山　ま　ら　る　け

[illegible]

[illegible]

[illegible]

江戸　爲永春水著

第廿三回

よろこぶまこと小林平八郎へ書十のまき十丁より二十一まきのつゞき　明石屋太次郎

必死を救ひまこと浮浦まも本抱しゞんゝの抜くさとゆふ

義理とうゝぬ　賃賊ふく　親類縁者の暗ゝ強く

彼是身の立ぐるまこるうゝゆゑ二人もろともに

野中の井へ身を投て死んとしを包まゞと嫁

けるとぶ小林へ立ち寄りて便りおもひて小林へ松さかえの年の
若き子孫あそ身上のさしつかへよう世間のそしり
をどを動かしく心得今をも捨る覚悟ひつともらしく
関の山ともたるなどさりて思う人の一代の浮沈
定りなきが世の常なり一旦裏へようとも再開運の時
なりとも家を出へ今歌母の病ひを祈りつつ
末塚へ参りしも主方達のいのちを救ふ約束ごと
ひそもめるなりん此所より程近き高野の下屋敷ハ

住居そなの是ハ先ず家へ参り是よりと情ある言葉を
此次第も琴浦も彼の方を取り直し平八郎ハ
是行しがそのち小林が世話ふて和泉屋伊勢とハ
鏡師の名家へ支度養ふ此ハ其の家を継で
此次第ハ和泉屋と名まを養父母の没後
家業まじく般若留しー篠金の諸侯へ出入しを東ハ
名高き鏡師なりしが住居ハ園城の夏坂町ハ引
て高野師直の屋敷の門前ハ在けるさてハ

極月十四日の夜深更及ひて義士の面〻萩村の
第ゝ高野の家中周章る中ゝ小林平八郎へ只一人
おしも相撲とる人へ立ちうしと思へ見て走へ
非番なるまゝ二十畳の宅ゝ眠りしが物音を聞こゆるに
目を覚し一番槍ゝ起して走るを
立ち出で支度を調へ身仕ゝ出で戸を開けて踊り出
彼腰を小脇ゝ抱へ萩村の人数の遠を走るを追
若の社の方へ行くを兼て心付けて垂けるう傷ゝ

なりし一番槍を稲毛の家根へ家根へ
うけ貫り忽地槍を片手ゝ引上げ堀の外へ投
捨て相撲ゝ抱きし侍ゝ見ひしが此時ようやく義雲の
人〻いうち入りしゆゑ玄関へ押寄るゆゑ
長家の方ゝ用もなくなりけるう又内〻加勢の
辻番ゝ番物見もそろへざりけん小林ハ伊の吉も
ゆ〻屋敷を見て出町屋なりける和奇鴻伊勢の軒
下ゝ入り戸を叩く敲き開き家内ゝ眼を

覚しそう　伊勢へ　誰　人で　ござるまし　小林へ　ヲ　山城殿の
眼が覚らまして　小林平八郎で　おざるとやく　山戸をわけ
らまして　トのみを　見まう　兼くの　頼　もありしう　然るくも
るまい　一　夏の　命の　親　女婦く　花紀　戸を　明まバ　ムまるた
つき　月の　星を　あざ　ひく　明りが　見まバ　平八郎く　抱　涙を
家内へ　るげ　入る　平へ　兼て　内へ　おとるー　中　長う　主
家の　大変　兼ふ　るぐう　も　家軍　手義ハ　おうまう　きう
由断の　所へ　今　家の　兼付　起て　も　逃まる　松者の　命

元来　覚悟の　ちと　ふまバ　今更　おとろく　未練へ　なれど
母も　どうでぬ　主　涙　家　亡後へ　誰一人　養育の　ふ　ある
ものも　なく　今　も　怪我を　いさ　ふと　不便　みぞん　じて
大ふの　傷を　おぐし　ぐ　も　引外ー　連て　まうー　い　最
期の　お願ひ　仏の　幸　松者ぐ　亡後ふ　不便を　かけて　ひさる　松ふ
只　頼　まうと　ふと　早く　引返を　後　女を
見送う　ぐう　伊勢へ　ふ　まふ　家軍　直ふ　必ど　おぐふ
ふ　まふ　涙　ばば　二人　七　蛾　ふ　せる　ぐ　ぐ

小児を
刺し置て
忠勇
死地
走入る

トりのを脇後みやるまして再度屋敷の塀ふ近付うけうる
ちぐ陽をかけ登り又も稲荷の社の家根より屋の方へと
飛ひり内殿をさして走り行家討の人々と戦ふて実ふ
いきるましき物い敵討の隙みて委しく視べしそもく世の
中の人情義士の方を異風ふして師匠方を憎く孫
あい善を脇く悪を捨るのなりて発れべもつともの
まども主中ふいさゝか差別あるべしふ仕合みて小林い高
野の家来なるゆゑふ義士ふ勝まる情きして恐も

小林の腹の腹ようまれしるをもりてまさ和ず
鴻の家を相續し血脈えを東都浮世絵師
屋家宗理と稱し古今の名人ハ小林の腹の孫ふ
當まうとぞ其故百九七八年以前ハ宗理の
実まるるもの鏡師伊勢の家を継て熊山町と
ふ所ふ在しがその男子の若死せしゆゑ他家
より養子をもるせしが今も家名ハ繁昌して何某
とのふ御鏡師が史まうとうや如形るれば宗理

といひし面六小林平八郎の血脈なれば

まろ先生なり

赤流塩谷家の浪人い檀くの傳流ひる中沢小野ち

十内の浪人七浅野の野の奥ふ在りし日入りふ風

雅の住居ありけん彼人の筆ままなりとて書字

たるを見るしるあう

世紀ひぐし野の伝ちとうき世をめるふ見る

天綾羅錦繡金銀珠玉も何ふ止るべき

大丈夫なるその行状寝耳ふ水の驚きなりけ

周章まもく小児を抱のそ母を見捨て逃げ

身のをりまへし和奇清氏をしのそ引連し大敵を西

孔をいさだよう母し容形い師直方の大忠臣四十七

重臣百信の英雄なりと賞まべし

○斯て和奇清伊勢い小林平八郎の腹を大切ふ

養ひしぶ琴浦ふ実なるも安ざれば殊更ふ可

哀がりて成長の後仕腹ふ聟成とり鏡師の家

業を傍へて家督とおけるが彼腹く実の父ハ
林氏の討死を両親より聞伝へ歎きうるのミ大家の
中より我身を助け出して和奇鳥ハ頼けられる
義兵のおもひきるんどを考へて九十余年の老齢を
保ちー年ちる一日もこころ〳〵ものの本伝双
紙をごふ忠信義の教ハの伝がいまだ見る度毎ハ
歎き憤怒てその伝を引破り捨ーことを実ハ小林の
腹ゑり世ば然もあるぬべきあるんうされた彼

紫門嗣藤ハ関らまてへ人のとゝらへべき
道もなく月より外の友もなけれバいちーを慰
べき便もなし

○おもひ出ハ山のゝぢ暮を
ーー紅のゝろどとも見上

○ゝまれどる歳百年を法人来て
代〳〵ハ うゝくゝぬ 暮がなきけを

九月の中旬 曙藤の 菊屋を立出るとて

藤綱せ〜哥ゆうとぞ
忠信義士の功を賞ふの余り物ふとゝぎ其節ふ
松〜の由縁ありるものゝ孫童秘蔵せるゆうゝ
今も尾張の名古屋関戸ふあり桂川の花籠と
いふ室井其角が都ふ登りし節桂川を渡る折
ゆう川流れの物を拾ふ男の腰ふ提るゝふ義経の矢
拾ゆうりければ好るもの紀深き賞ゆうりけまべ彼義を
その男に酒代をとらせそ賞ひうけ東ふゆち渡りて

紀綱ふ遣用ひ横川ふ求渡りて義経多れ
程ふ名〜と桂川と呼び孫童せ〜が其ふ所ふ
家造東ふ名高き賞る其角が風流ふ感ふて
遣〜ものゆれべ其やくも其頃の名物とゆう風
雅の席の松〜菓子ゆうりを茶屋の師匠ふて名を
知〜是〜る山田宗偏が其角ゆう花籠ふ感ふ高野
師直の方へ〜〜けまべ彼家ふても有る孫童
ゆう是〜が常ふ居るの家のゆうふ毒を義士ハ

彩対の退出ふ手を花籠を見奇て淺茅の宿の賤
ほふ色ゝ高野氏の前の格ふ ありふとう傳聞を
鈴の結元ふ貴きいきるゝ園覚寺〳〵持ちけるを
彼寺ゆそ大言ゝのまふ思ひ出して花籠を改めうねぐ
見覚へ園かりうる其角の桂川の花籠うゝを
寺僧ふ教えゝ盗けまゝあまを使人しのあ出して
風雅の家ふ使人後ゆく鎖海あるふ籠花筒む桂川の
真物うゝとそ久〳〵関戸ふ珍く蔵ふるとうや

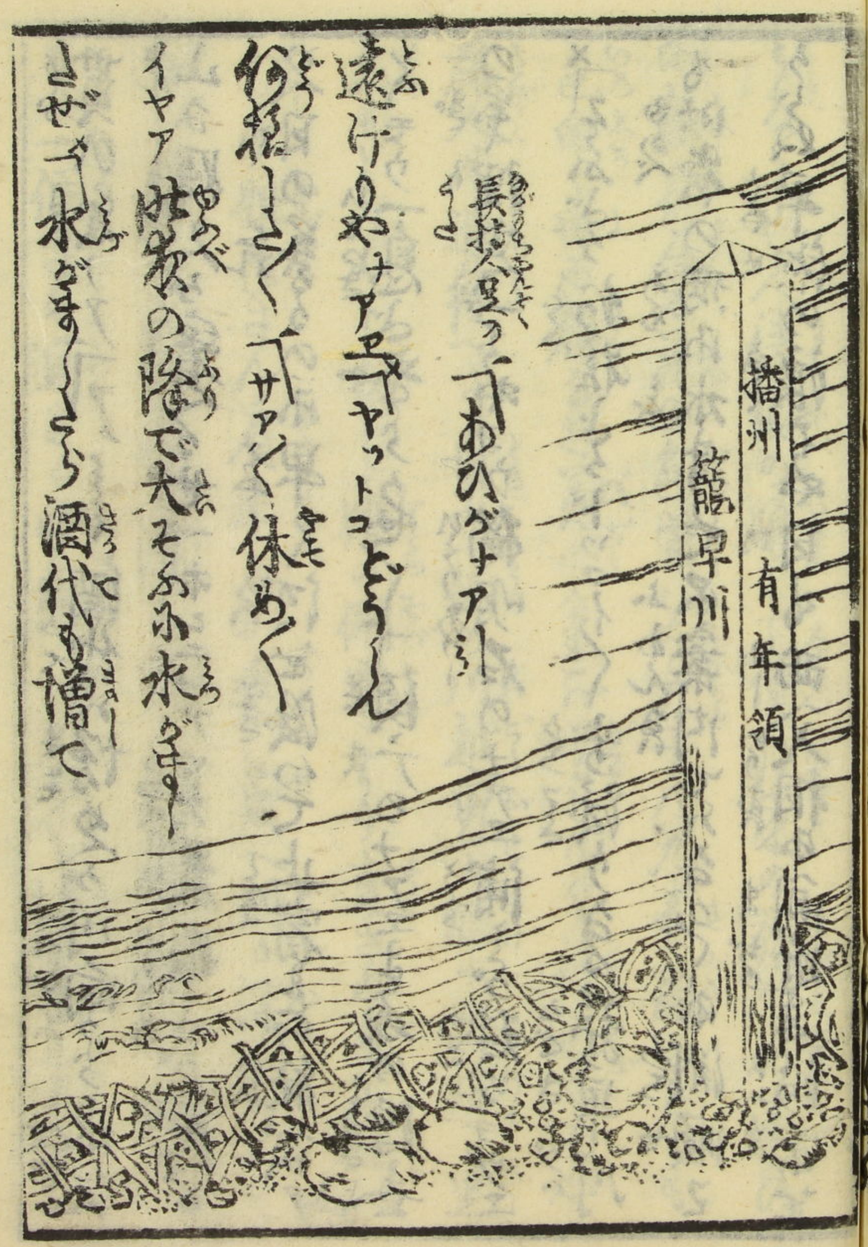

買ひ求ナアアア

ナ先刻武身がにをうりてうまさア甚の髭で娘はの
羽一重の振袖を羽織顔をあまりてうあるりのうト、五
くまぶ又一人が走り出。「コヒサく甚方達ハ不及意を
仕ヤアがりくア蔵早川ちやア武頭ア六ハ及ぶ好男が
あるりのうサアく武身が抱て気を呑せるぞう怖くなハ
招ハそうくと後しそきらふト二人ともハ娘を奪ひ
戯きらくまぶ娘ハ逃るきこ豆退んとまるを取るもむ妄
法の仕方ハ彼の男ハ憤怒とるりて中へ飛入下男や

ヤレく武奴等アハを仕ヤアがらる途方もねへ女だうり
と思ヤアがるう武奴さんが大ハ供をして居らア指でも
さて見ヤアがを合点まるりのうトしようり早く二
人の川越を実飛せば元来仕ラけ〳〵宣悦のとくく
残り〳〵雲助川越ども又五六人走うり下僕を
取巻大勢ゆて敵倒〳〵歩るぬます〳〵娘を捕へんぎ
上河原の一面の林をさして連行んとまる甚い所へ来
くる武士の浪人体編笠祝捨忽ちハ雲助ども

を引捕らへ片搦より取て投除狼を救ひ人抱し
下僕なども引起しいさいりなぐらふ傍若人の致方
さぞ當惑でおぐさらふ潰ひ雪助ども覺悟ひろ
げと白眼付刀の柄ゐをとりくまば悪人どもハ怒きを
ゑ〜皆散らふ途ちらくり狼と下僕ハ危き災難除
きを嬉〜くをとりなぐらふ侍の前ゐ慇を屈めて如一雑
人さぬう存知の母ぬぐ誠ゐ有ぐらふ存知ます心
いやうゐふそんじても只一人の私共ゐ主人の狼法を

恥ふ〜ぬらを振といふて生〜と来る君のお影で必死の難
を除きます〜と下郎が侍体有ぐらふ存知ます只今よ
ゐ主人がまります〜ゐ急ぎお礼を申上て帰宅
まで上りませうゐ名ゐ所ハ何と名乗ます致せ
成て下さいます狼イヤ〜さ〜ゐ致ます敬ゐ
丁寧の礼ハ存知ます実ゐ主人ゐ狼法の
仕方ゐ出ますや〜略を急ひでおぐき家来ハ別ぐ遅
らふマア〜旅宿へ行のぐ者一狼ハイ有ぐらふぞんし

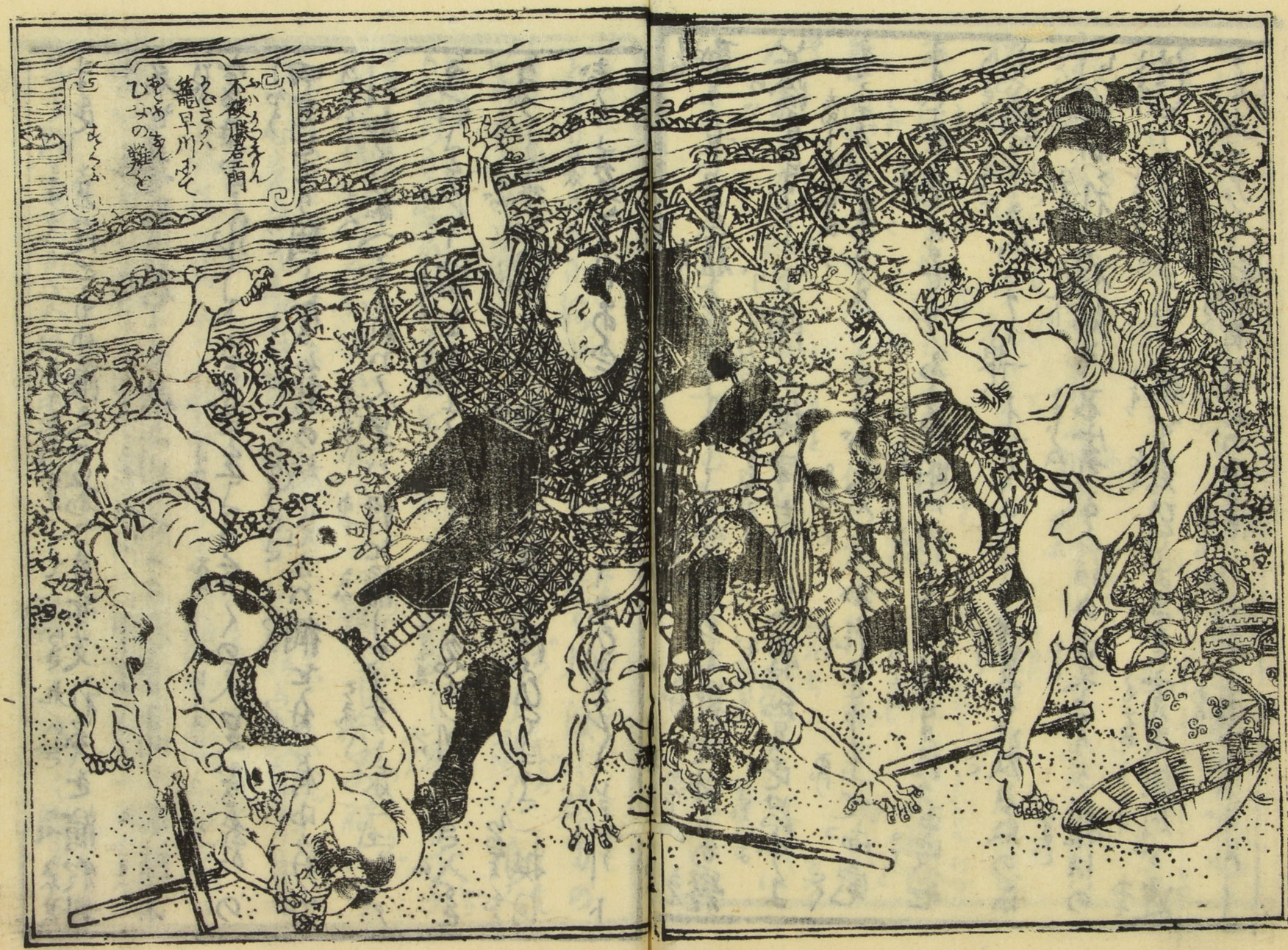
不破關君門
久さくハ
龍早川なと
もとふ
ひとの難を
まくらふ

まもと之役とも申浪人の恋人を支れ手を漕て推
名を尋ぬる折しも俄ふ川の向より人数高く本精ふ
ゝ
ゝ
ゝ

ふお堂あるとらふ召のあらせられ人足い赤穂をさして
急ひさるく飛ぶ如くふ走きれば彼浪人ハ仙せきてやまと
来るかるれ武の海るを待兼川へ走入り空る武の側へ
大星氏ら瀬左衛つどの不破徐右衛門でゆそ御家の大
変ハ如何なる子細ぞ率拙者へ無あらぬ事ふ出せる
さるとて言へトヨト言へバ大星瀬左衛門ハ不破を招きて
耳ふ口添へナ我くとぐめ覚悟ひてと半殺も十五の法
恩を思ひ彼ふ及ぶき清うとも徒引捉げ
ちぎれとりとも濯を肩ふ清て笑ひ大星ハ後日見参ト
別きを言げて瀬左衛つ物急ぎ走せて行く
分石記ふ大星瀬左衛つ京伏衛つ百七十里の
行程を五日の日数ゆ能舟由良ふ助へ使遣し
とりを記せり関ふを縁会よりの早うちの某及
中ふて馬を急倒をとを説ゆめおきば当中の喧
嘩判官不首尾の沙汰を受とひとく説法頭の屋
義一彼是とり欠舟百五十両の金子を請取亜ふ法

國元へ歸り途中迄馬に乘倒し夫より雲の如く
走り行由を說しめ有り百七十里の遠路を
馬に乘つづけらるゝのみ也今人の氣力はたゞ
人の氣力はたゞ實に推谷家に常に出で
入の道中諸合行甘の方へ注進の人にて決
定に言付その諸合人直接同屋場へ行先觸を
出して人足を當させより宿次の早駕籠を
拵でけさせしのとあるべし

再說不破伯耆正種は小き因幡谷家を浪人
しなれども忠義の志は泰石の如く其非を攻て高貴の
君恩を報じ奉らんと思ひ居たりし所に或夫の大變
國家滅亡の注進を聞よりも定めて大星そもも國元
の諸士一同に籠城必死の仕度なるべしと仕せき黃昏
周章なるより彼浪士は同屋へ入り川越人
足の不法を斷つり浪士は送り屆ける程に嚴し
く問屋場の役人に付其身は別さて浪宅へ歸

城中ニ入りて討死する支度ニ及ぶべき勇こゝろけさ
不破徳右衛門ハ先年例ゝ切の一件ゆゑ浪人ゝ
藩食人ニ立退浪宅せゝ変ハ世ニ知ぐるものも
なきさまゝ一ゝなまじ者ハ不親個ゝ忠臣の人ゝハ
不破氏の浪人ゝて後も志の不変変を知りて
まぐる変深くきれども國元へ立ち帰りて居
住まるゝ近頃なれバ城中の人ゝとハ久ゝ別
きて疎縁なれバもの仁ゝを無へぎる人も多

りゝとぞ
ゝまゝうゝ不破が城下ニ入る上用意ゝ入そうれ
ばらゝ元老大星の内言をうけて籠人倉へ下る変ゆき
籠毋川ゆゑ罷を敢ひ考ゝる狼ニ再会ゝて仇
討の便宜ゝ立る奇縁ゝをゝて武四編ニ説残
ゝるハまゝぐく五編ニ生ゝり

江戸　爲永春水撰著

江戸　溪齋英泉畫

南總里見軍記　稗入實録　全本十巻

十杉傳第五編　五冊　久しく延滯いたせし年ハあらず遠からず賣出し申さん

春色たらちめ　任訓亭作　国直画　中形入清本前後六冊出来仕候